

八千代市消費生活センター

令和2年度8月新規相談状況

	当 月 分	前 月 分	年 度 累 計
苦 情	108 件	91 件	522 件
問い合わせ	10 件	11 件	60 件
要 望	0 件	0 件	0 件
計	118 件	102 件	582 件

相談の傾向と被害に遭わないための注意点

8月の苦情相談件数108件のうち、ネットを介在した契約に関するものが3割強でした。「スマホで定期購入契約をしてしまったが解約したい」「欲しい商品名を入力してヒットした業者に申込みをしたが、注文していない商品が届いた、あるいは商品が届かない」「興味をもった副業に必要なだとして購入した情報商材だったが解約したい」などです。このような相談の中には、契約をする前に業者情報や利用規約を確認して適切に判断していれば、不本意な契約を免れることができたケースも少なくありませんでした。

情報商材の解約に関するものには未成年者からの相談もあり、今回は「未成年者契約の取消し」により被害は生じませんでした。成人であれば契約者としての責任を問われ、簡単に解約することはできません。

2022年4月から成人年齢が18歳となります。親の同意なく契約が可能になりますが、契約の知識や経験が少ないと、消費者トラブルに遭いやすくなることが懸念されます。

契約前に規約をよく読んで、理解してから申込みをしましょう。